

2026年度 C日程 民法

〔出題趣旨〕

〔設問〕は、代理についての基本的な理解を問うものである。

下線①の根拠に基づくDの主張は、甲土地の売買に関する代理行為の効果がBに帰属することを前提として、Bの相続人であるCに対して甲土地の所有権登記の移転を求めるものである。

第1に、この主張が認められるかどうかを明らかにするためには、Aに甲土地の売買に関する代理権があったかどうかを検討し、甲土地の売買に関する代理行為の効果がBに帰属するかどうかを確認することが必要である。

まず、甲土地の売買に関する任意代理権の有無につき、【事実】に即して、適切な評価をすることが求められている。次に、法定代理権の有無につき、761条の準用により、甲土地の売買に関する代理権が認められるかどうかを論ずることが求められている。具体的には、①761条が日常家事に関する法律行為について夫婦が相互に代理権を持つことを定めた規定であると理解すべきかどうかに関して、判例（最判昭和44・12・18民集23巻12号2476頁等）を参考にしながら、説得的な理由とともに論ずること、②①を肯定する場合には、AとBが内縁カップルであるため、761条を内縁カップルにも準用することができるかどうかに関して、判例（最判昭和33・4・11民集12巻5号789頁等）を参考にしながら、説得的な理由とともに論ずること、③②を肯定する場合には、日常家事に関する法律行為の範囲をどのように判断するかを明らかにしたうえで、甲土地の売買がこれに入るかどうかを論ずることが求められている。

第2に、第1の主張を認めない場合には、表見代理により、甲土地の売買に関する代理行為の効果がBに帰属するかどうかを検討することが必要である。

例えば、第1の②を肯定する立場からは、日常家事に関する法律行為の代理権を基本代理権（基本権限）として、110条の表見代理の成立を認めることができるかどうかを明らかにすることが必要になる。その際には、判例（最判昭和44・12・18）を参考にしながら、110条の適用を否定するのか、110条の適用を肯定するのか、それとも、110条の趣旨を類推適用するのかなどについて、適切な理由とともに論じたうえで、その規範を明確にして、事案に即した適切な評価をすることが求められている。

下線②の根拠に基づく主張は、甲土地の売買に関する代理行為の効果がBに帰属しないとしても、Cが本人Bおよび無権代理人Aを相続していることを捉えて、Cに対して甲土地の所有権登記の移転を求めるものである。この主張の当否を判断するためには、次の2つの点を検討することが必要である。

第1に、第三者が本人と無権代理人をともに相続した場合に、この無権代理行為は当然に有効となるのか、それとも、第三者は本人の資格で追認拒絶をすることができるのかという点を検討することが必要になる。そのため、この点について、判例（最判昭和63年3月1日判時1312号92頁、最判昭和37・4・20民集16巻4号955頁等）を参考にしながら、適切な理由を付して記述することが求められている。

第2に、無権代理行為が当然に有効になるものではなく、第三者が本人の資格で追認拒絶をす

ることができるとする場合には、本人が無権代理人を相続した場面に関する判例（最判昭和 48・7・3 民集 27 卷 7 号 751 頁等）を参考にしながら、第三者が無権代理人としての責任を負うかどうかを明確にすることが求められている。そして、これを肯定するときには、さらに、第三者が、損害賠償責任だけでなく、履行責任を負うかどうかを明らかにすることが必要になる。その際には、他人物売買と相続の場面に関する判例（最大判昭和 49・9・4 民集 28 卷 6 号 1169 頁）を参考にしながら、適切な理由を付して記述することが求められている。

2026年法科C日程入試 刑法 出題趣旨

1. 正当防衛の成否

XはAの腹部を5回包丁で突き刺して傷害を負わせているが、XがAによる再度の攻撃を予期していたことから、急迫性が否定されるのではないかとということが問題となる。

最高裁昭和46年11月16日判決によると、侵害を予期していたからといって直ちに急迫性が否定されるわけではないと判断されているが、本問の事実関係では急迫性の有無について問題となった最高裁平成29年4月26日決定の趣旨に沿って論点抽出と事実の評価をする必要がある。

2. Aの死亡結果について

XはAに出血多量の傷害を負わせた後、Aが死亡したものと誤信してYとともにAを車に乗せ、Yが後に殺意をもってAを人気のない山中に遺棄したので、不作為の殺人既遂罪の成否を検討する必要がある。一方、Xは途中の車内で眠ったため、Yの行為を認識しておらず、Aが途中まで生きていたことにも気づかなかつたが、Aの死亡結果につきXも共犯責任を負うのかということが問題となる。この点につき、Yの行為に対してX・Yの当初の共謀の射程が及んでいるか否かを問題文の事実を用いて評価する必要がある。

2025年度 C 日程出題趣旨

本問では、集会の自由と政教分離との緊張関係、ひいては集会の自由の「制限」、政教分離の意味などが問われている。

公民館は社会教育法（以下「法」とする）上の施設であり、この点で市民会館とは異なる。もっとも、公民館は市民会館と同様、地方自治法 244 条 1 項の「公の施設」である。それゆえ、泉佐野市民会館事件判決（最判平成 7・3・7 民集 49 卷 3 号 687 頁）をふまえ、「管理者が正当な理由なくその利用を拒否するときは、憲法の保障する集会の自由の不当な制限につながるおそれが生ずることになる」ため、拒否事由を定めた条項を解釈適用するに当たっては、「憲法の保障する集会の自由を実質的に否定することにならないかどうかを検討すべきである」。(なお、宗教的活動の自由との関係でも問題になり得るが、使用拒否を宗教的活動の自由の「制限」と構成するための憲法論が必要になる)。

他方で、不許可処分 of 根拠とされた法 23 条 2 項は、政教分離の観点から規定されたものと解される。もっとも、政教分離について、宗教的中立性の意味を公平性に求める学説や、完全分離を否定する判例からすれば、宗教団体に対する使用許可が直ちに同項に抵触するわけではなく、既述の集会の自由に関する判例をふまえ、法 23 条 2 項を限定的に解釈する必要がある。

本問の事案は東京地裁判決（東京地判令和元・8・21 判タ 1478 号 210 頁）を素材にしている。同判決は、本問記載の具体的な諸事実を指摘して、本集会は宗教法人 A（原告）の会員のみを対象とした「閉じられた集会」であって、「不特定多数の者に対して広く原告の宗教的布教活動を行おうとするものではないし、また、特に大規模の集会というわけでも、その使用形態において宗教法人ではない他の団体が主催するビデオ放映会と特段の違いがあるわけでもない」ことなどから、使用を許可したとしても、原告の宗教活動の支持・支援になるおそれはなく、法 23 条 2 項に抵触しないため、被告は使用を拒んではならない義務を負っていたというべきであるとして、不許可処分について国家賠償請求を認めた。本問でも、具体的な諸事実を憲法の観点から分析することが求められている。

2026年度C日程 商法

出題趣旨

(1) (a) は会社法 28 条 2 号に関する判例（最判昭和 42 年 9 月 26 日民集 21 卷 7 号 1870 頁、最判昭和 61 年 9 月 11 日判時 1215 年 125 頁）、(b) は一人会社において取締役会の承認なしに行われた譲渡制限株式（会社法 2 条 17 号）の譲渡の有効性に関する判例（最判平成 5 年 3 月 30 日民集 47 卷 4 号 3439 頁、最判昭和 48 年 6 月 15 日民集 27 卷 6 号 700 頁）、(c) は株主総会における議決権行使の代理人資格を株主に限定する定款規定に関する判例（最判昭和 51 年 12 月 24 日民集 30 卷 11 号 1076 頁）について、基本的な理解を問う問題である。

(2) 最判平成 9 年 1 月 28 日民集 51 卷 1 号 71 頁の事例をベースに、募集株式の発行無効の訴え（会社法 828 条 1 項 2 号）について、当該判例を参考に正しく理解できているかを問う問題である。(a) について、本件新株発行には問題点①～③があるが、既に発行されているので、差止請求（会社法 210 条）を行うことはできない。そこで、株主である X としては提訴期間内に募集株式の発行無効の訴えを提起して、本件新株発行の無効を主張すべきである。会社法 828 条の無効原因については、会社法には特に規定はないが、①の募集事項の公示を欠くことは原則として無効原因になると解されている（最判平成 9 年 1 月 28 日、最判平成 10 年 7 月 17 日判時 1653 号 143 頁）。

(b) について、問題点④（仮想払込による引受け）は無効原因にならないと解するのが判例（最判平成 9 年 1 月 28 日）の立場である。ただし、平成 17 年改正前商法 280 条ノ 13 第 1 項が会社法には受け継がれなかったことから、④を無効原因とする裁判例や学説も存在する。

2026年度 民事訴訟法 C日程

出題の趣旨 [設問1] は遺産確認の訴えの確認の利益、[設問2] はその当事者適格の問題である。[設問1] では、まず遺産確認の訴えの訴訟物を判例（最判昭和 61・3・13 民集 40 卷 2 号 389 頁、民訴判例百選 6 版 22）のように「当該財産が現に共同相続人による遺産分割前の共有関係にあること」と解するのか、「本件土地が A の遺産であること」等と見るのか明確にした上で、対象選択の適否につき現在法律関係への引き直しが必要か、不要とすれば他の要件との関係で確認の利益を判断すべきかを、具体的に検討することが期待される。[設問2] では、単に判例（最判平成 1・3・28 民集 43 卷 3 号 167 頁：上記百選 95）が遺産確認の訴えを固有必要的共同訴訟としていることから結論を導くだけでなく、なぜ本件土地所有権を争っていない B も当事者とする必要があるのかにつき、[設問1] で使った訴訟物（既判力）把握、即時確定の利益と関連付けて検討することが期待される。以上、

◎ C日程：出題趣旨および採点基準

本問で要求されるのは、身体を拘束された被疑者の取調べについて議論されている捜査法の解釈の問題を論述することと、取調べの際に獲得された自白にかかる証拠法上の問題として法の解釈・適用が問われる架空の事例について、争点となりえる法律上の問題を抽出したうえで、その問題の解決に必要な範囲での法の解釈と、解決のために要する法の適用にとって重要な事実の抽出および意味づけを経たすえの規範のあてはめを論述することである。

設問1のテーマは、逮捕・勾留されている被疑者を対象とした取調べ受忍義務の有無であって、刑訴法198条1項などの解釈に関する知識・理解を問うものである。取調べ受忍義務を肯定する見解とこれを否定する見解のそれぞれにおいて展開されている法の解釈が（おもに学説を提示・参照して）示されなければならない。なお、いずれの見解が妥当であるのかという点を問うものではない。

設問2の主たるテーマは、Xの供述を記載した本件調書の証拠能力にある。本件調書に記載されているXの供述が自白であって、これがいわゆる約束自白と呼ばれる種類の自白にあたるということをつまららかにしたうえで、自白法則からどのように評価すべきなのかという点に検討を加えるのと同時に、必要であれば違法収集証拠排除法則の観点からも検討しなければならない。また、これらに関連する範囲で、検討を要する事項についての法の解釈（刑訴法319条1項・憲法38条2項など）とあてはめの手法（約束自白に対する判断にあたっての視点や着目しなければならない事情など）が判例（最(二小)昭和41年7月1日判決など）や学説に即して論じられるべきであろう。なお、かりに上記の検討から証拠能力の否定という結論にいたらないのであれば、本件調書に対する伝聞法則の適用についての論述も必須となる。

重要な点については、採点にあたって、関連する条文を適示したうえで実質的な解釈も適切に展開できているのか否かが重視されている。なお、統一・一貫した姿勢で問題の解決にあたっているのかどうかは、採点におけるポイントの1つとなっている。